

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月29日

【事業年度】 第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社SDSホールディングス
(注) 2021年8月1日付で、株式会社省電舎ホールディングスから商号変更をいたしました。

【英訳名】 SDS HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 象二郎

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋二丁目11番7号

【電話番号】 03-6821-0004(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 総務人事部長 田中 圭

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋二丁目11番7号

【電話番号】 03-6821-0004(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 総務人事部長 田中 圭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	1,789,350	1,280,341	2,273,085	844,454	1,034,970
経常損失(△) (千円)	△292,495	△399,757	△171,102	△272,124	△298,344
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△582,181	△161,314	△359,630	△348,374	△333,788
包括利益 (千円)	△615,088	△253,109	△351,899	△347,038	△334,847
純資産額 (千円)	261,758	495,449	19,272	39,184	596,609
総資産額 (千円)	2,159,403	1,995,055	731,377	277,349	921,661
1株当たり純資産額 (円)	28.52	90.26	4.59	6.61	73.95
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△214.13	△56.80	△85.58	△73.31	△55.15
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.6	19.0	2.6	12.7	64.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	32,148	△387,424	△6,080	△515,095	△485,253
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	74,570	45,225	67,517	41,486	△13,168
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△108,597	253,876	187,399	145,855	854,891
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	280,098	191,710	440,384	112,610	469,076
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	26	25	26	27	24

- (注) 1. 第33期、第36期及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。第34期及び第35期については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。
3. 株価収益率については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、詳細は「第5 経理の状況1(連結財務諸表等)(注記事項)(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。
5. 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
会計期間	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	84,330	70,974	62,941	44,653	47,540
経常損失(△) (千円)	△272,704	△250,711	△209,761	△345,414	△321,834
当期純損失(△) (千円)	△470,914	△119,029	△430,537	△348,374	△475,171
資本金 (千円)	1,009,884	1,253,319	1,253,319	1,434,776	1,882,369
発行済株式総数 (株)	2,752,173	4,202,173	4,202,173	5,317,473	8,052,773
純資産額 (千円)	107,178	450,187	19,272	39,184	455,226
総資産額 (千円)	518,525	512,505	334,418	76,496	531,855
1株当たり純資産額 (円)	38.92	107.13	4.59	6.61	56.39
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純損失(△) (円)	△173.97	△41.91	△102.46	△73.31	△78.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.7	87.8	5.8	45.9	85.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	3	4	7	8	8
株主総利回り (%)	158.7	47.7	18.8	47.1	62.0
(比較指標：東証業種別 株価指数) (%)	(1,328.09)	(1,168.68)	(952.88)	(1,190.82)	(1125.16)
最高株価 (円)	1,711	1,619	508	648	726
最低株価 (円)	657	303	165	180	313

- (注) 1. 第33期、第36期及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。第34期及び第35期については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本利益率は、当期純損失のため記載しておりません。
3. 株価収益率は、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 第35期より表示方法の変更を行っており、第33期及び第34期の売上高については、組替え後の数値を記載しております。
5. 従業員数は就業人員数を表示しております。
6. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、詳細は「第5 経理の状況1(連結財務諸表等)(注記事項)(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

2 【沿革】

年月	概要
1986年 6月	省エネルギー事業を目的として東京都港区に株式会社省電舎を設立。エネルギー使用量削減保証型省エネルギー事業に取り組む。
1997年 2月	財団法人省エネルギーセンター「エスコ事業導入研究会」に参加。
1998年 6月	自社開発製品「エコステップ」(CPU3段調光蛍光灯用電子安定器)の発売開始。
2001年 4月	「ESCO推進協議会」に正会員として入会。
2001年 5月	特定建設業(電気工事業)許可取得。
2002年12月	エスコ事業のエネルギー削減提案能力を拡大(節水)。
2003年 1月	特定建設業(管工事業)許可取得。
2003年 2月	大阪府大阪市に大阪オフィスを開設。
2003年 6月	一級建築士事務所登録。
2003年12月	米国 FALCON WATERFREE TECHNOLOGIES, LLC と国内販売代理店契約を締結し、エスコ事業者について独占販売権取得。
2004年 2月	エスコ事業のエネルギー削減提案能力を拡大(小型水力発電システム)。
2004年12月	東京証券取引所(マザーズ市場)に上場。
2005年 6月	東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録(登録番号 EB-051001)。
2005年12月	総合的な環境ソリューションの提供を目的として、ファシリティ マネジメント事業を展開するファシリティ パートナーズ株式会社(旧商号 株式会社東京サポート社)を完全子会社化。
2005年12月	環境コンサルティング機能の強化を目的として、株式会社リサイクルワンと業務提携。
2006年 7月	東京都中央区に東京オフィス開設。
2006年12月	本店所在地を東京都中央区に移転。
2007年 5月	米国グアムにグアム支店設立。
2008年 6月	株式会社エネルギーアドバンスとの業務提携に関する契約を締結。
2009年 3月	ファシリティ パートナーズ株式会社株式の全部を譲渡。
2009年 5月	三菱商事株式会社との業務提携に関する契約を締結。
2009年 6月	本店所在地を東京都港区に移転。
2011年12月	再生可能エネルギー事業を推進するため、100%子会社ドライ・イー株式会社を設立。
2014年12月	インドネシアにおけるパームヤシ殻(Palm Kernel Shell:PKS)事業を推進するため、子会社PT. SDS ENERGY INDONESIAを設立。
2015年 8月	東京証券取引所 市場2部 に市場変更。
2016年10月	株式交換により株式会社エールを完全子会社化。これにより株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォーを連結子会社化。
2017年 6月	商号を「株式会社省電舎ホールディングス」に改称
2019年10月	株式会社エール株式の全部を譲渡したことにより株式会社エールと同社保有の株式会社エールケンフォーが連結子会社より除外。
2021年 8月	商号を「株式会社SDSホールディングス」に改称

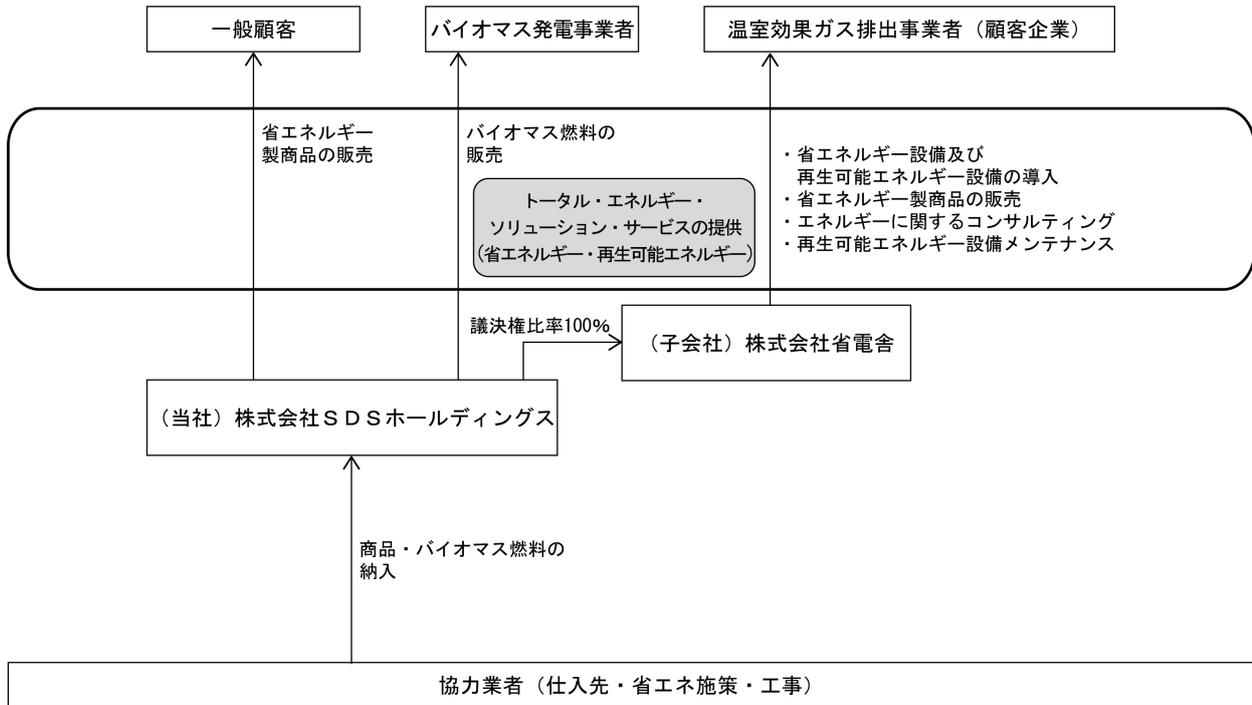
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社1社(連結子会社1社)で構成されております。

当社の主な事業の内容は省エネルギー事業の推進により、顧客企業にエネルギー・ソリューション・サービスの提供を行っております。

子会社である株式会社省電舎は省エネルギー関連における設備導入、企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務を行っております。

事業系統図は次の通りとなっております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社省電舎	東京都 港区	20,000	省エネルギー 関連事業	100	当社顧客、当社子会社顧客への省エネルギー設備導入提案等 役員の兼任 3名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 株式会社省電舎は、特定子会社に該当しております。
 3. 株式会社省電舎については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

(単位：千円)

	株式会社省電舎
①売上高	1,003,029
②経常損失(△)	△23,461
③当期純利益	639,931
④純資産額	173,915
⑤総資産額	423,828

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
省エネルギー関連事業	16
全社(共通)	8
合計	24

- (注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の従業員の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8	50.75	4.15	5,745

セグメントの名称	従業員数(名)
省エネルギー関連事業	—
全社(共通)	8
合計	8

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の対処すべき課題

① コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員3名（社外取締役監査等委員）を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視を依頼することなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外役員への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も、持株会社として、グループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

② 財務基盤の強化

当社グループは、長年に渡る事業赤字の計上、過年度決算訂正及び内部管理体制強化に係るコストなどが嵩んだことなどにより、2022年3月末における連結純資産は596百万円まで棄損しており、経営成績のみによる連結純資産の急速な回復は困難な状況であります。このため、当社グループが、業容拡大、収益力の強化を推し進めるためには、著しく減少している連結純資産の増強が喫緊の課題であり、早期に新株発行による増資を行い、連結純資産の増強を目指します。

③ 低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは、コスト管理に注力し続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

④ 人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていく上で、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、省エネルギーシステム、設備構築を確実にマネジメントし、技術的な問題等を理解し、解決できる人材については積極的に確保を図ってまいります。

⑤ 事業基盤の強化

当社グループでは、常に進展する技術等に対応し、より幅広い顧客層を開拓するため、パートナー企業とのより強固な連携が課題となっております。特に、商材の開発及び顧客開拓においては、これまでの業務提携先、取引先等と積極的な事業協力を行ってまいります。

(2) 買収防衛策について

該当事項はありません。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、投資判断は以下の特別記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行なわれる必要があります。また、以下の記載は投資に関するすべてのリスクを網羅しているものではありませんのでご注意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(2022年6月29日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)外部環境によるリスク

①法的規制について

当社グループが施工業務を行うにあたり、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによる適正な施工品質の維持や発注者の保護等を定めた建設業法の規制を受けております。建設業法第3条第1項の規定により建設工事の種類ごとの許可制となっているため、当社グループは以下に記載する特定建設業許可を取得しております。

当社グループの主要な事業活動の継続には下記許可が必要ですが、現時点において、当社は建設業法第8条、第28条及び第29条に定められる免許の取消(当社の役員が禁固以上の刑に処せられ、あるいは傷害、脅迫、背任等の罪により罰金の刑に処されたとき等)、営業停止(請負契約に関し不誠実な行為をしたとき等)又は更新欠格(免許の取消事由に該当する場合及び許可の有効期限までに更新を行わなかった場合等)事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、許可の取消し等の事由が生じた場合、当社グループの事業遂行に支障をきたし、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは施工業務に係る経営資源を当社の100%子会社である株式会社省電舎に集約し、事業を推進してまいります。このため、株式会社省電舎で新たに電気工事業、管工事業、土木工事業他さまざまな工事業に係る建設業許可を取得しております。

許可を受ける事業会社	取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限
株式会社省電舎	2017年7月	特定建設業	東京都知事 (国土交通省)	電気工事業 管工事業 機械器具設置工事業 許可番号(特-29)第138760号	2017年7月30日から 2022年7月29日まで 以後5年ごとに更新
株式会社省電舎	2018年4月	特定建設業	東京都知事 (国土交通省)	建築工事業	2018年4月10日から 2023年4月9日まで 以後5年ごとに更新
株式会社省電舎	2018年11月	一般建設業許可	東京都知事 (国土交通省)	大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 屋根工事業 鉄鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業 許可番号(般-30)第138760号	2018年11月30日から 2023年11月29日まで 以後5年ごとに更新
株式会社省電舎	2019年10月	一般建設業許可	東京都知事 (国土交通省)	解体工事業 許可番号(般-1)第138760号	2019年10月25日から 2024年10月24日まで 以後5年ごとに更新

②競争激化に伴うリスク

当社グループは、価格設定、取引条件などにおいて、他社との競合に晒されております。競合他社が、収益性を度外視した価格設定、取引条件を提示してきた場合、当社は商機を逸する可能性があります。また、競合他社が、当社グループより規模が大きい場合、又は資金調達コストが低い場合など、価格を抑えつつ利益を確保できる可能性があります。当社グループが、これら他社と競り合う場合、利益が減少する可能性があります。このような場合、当社グループの事業活動や財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの経営基盤に関するリスク

①資金調達に伴うリスク

当社グループは長期に渡って赤字を継続しており、担保として使用できる資産も保有していないため、現状、銀行を始めとする金融機関等からの借り入れによる資金調達は困難な状況であります。このため、当社は、投資家からの借入、エクイティ・ファイナンスなどによる資金調達を図っております。しかしながら、当社グループの業績回復の遅れ、経済情勢の変動などの要因により、資金調達が困難となった場合、又は、通常より著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされた場合、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②財務基盤が脆弱であることによるリスク

当社グループの当連結会計年度末における純資産は596百万円となっており、財務基盤が脆弱な状況となっております。当社は、省エネルギー設備の導入に関連する企画・設計・販売・施工ならびにコンサルティングをコアな業務とする事業展開、低コスト体制の確立などにより業績の回復に注力する一方で、エクイティ・ファイナンスによる資本増強も検討しておりますが、これらの取り組みに遅れが生じた場合、あるいは実現しなかった場合、当社は債務超過となり、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

①役職員の不正によるリスク

当社グループは、役職員に対するコンプライアンスマインドの徹底、内部管理体制の整備を通じ、役職員による不正の探知、又は事前防止に努めておりますが、これによっても防げない不正、予測し得ない不正等によって当社グループに著しい損害が生じた場合には、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

②情報漏えいによるリスク

当社グループは、大量の機密情報、顧客情報を取り扱っており、これらの情報漏えいを防止することは重要な経営課題であると認識しております。

しかしながら、機密情報、顧客情報等の漏えいが生じ、損害賠償請求や監督官庁による行政処分等を受けた場合には、損害賠償額の支払や対応コスト等の発生、あるいは、顧客、取引先、株主等からの信用が低下することなどによって、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③小規模組織であることによるリスク

当社グループは2022年3月31日現在、役員8名(監査等委員でない取締役5名、監査等委員である社外取締役3名)、従業員24名の小規模組織であり、内部管理体制も現在の組織規模に応じたものとなっております。当社グループは、今後の事業の拡大に伴い人員の増強、内部管理体制の一層の充実に努める方針であります。当社グループが必要な人員が確保できない場合や内部管理体制の充実に適切かつ十分な対応ができない場合、当社グループの業務遂行及び事業拡大に影響を及ぼす可能性があります。また、一方で事業の拡大に向けて組織体制を拡充することは、固定費の増加につながり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④人的資源が確保できないことによるリスク

当社グループでは、省エネルギー関連事業を展開していくうえで人材が最も重要な経営資源であると考えており、優秀な人材を確保、育成していくことを重視しております。採用した人材が知識と経験を身に付け、これら事業における総合的な提案を実践可能になるには、教育期間が必要であります。

当社グループとしては今後の事業の拡大のため優秀な人材を確保していく方針ですが、当社グループが求める人材が確保できない場合、または、当社グループから人材が流出するような場合には、当社グループの業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤新型コロナウイルス等、感染拡大によるリスク

当社グループの従業員に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染が拡大した場合、一時的に操業を停止するなど、当社グループの経営成績、財務状況等に悪影響を与える可能性があります。当社グループではこれらのリスクに対応するため、予防や拡大防止に対して適切な管理体制を構築しております。

特に今般世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスに関しては、代表取締役社長を本部長とする新型コロナウイルス感染対策本部を設置し、以後、「在宅勤務、出張禁止、毎日の検温など、従業員の安全と健康を最優先にした対応の徹底」、「マスク、消毒液等の確保」、「感染者が発生した場合のBCP対策」などの施策を通じ、新型コロナウイルスの影響の極小化を図っております。

⑥リスク管理が十分に機能しないリスク

当社グループは、リスク管理の強化に取り組んでおりますが、当社グループが新しい分野へ事業進出した場合、既存事業が急速に拡大した場合、又は外部要因の急速な変化が生じた場合等の要因によりリスク管理が十分に機能

しない可能性があります。この場合、当社の事業活動や財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度以前から継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があります。

当連結会計年度の業績においても、営業損失260,694千円、経常損失298,344千円及び親会社株主に帰属する当期純損失333,788千円を計上し、当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消するために、以下の対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努めてまいります。

① 営業利益及びキャッシュ・フローの確保

前連結会計年度に引き続き、各案件の精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上を進めてまいります。また、商業施設、食品関連設備などへの省エネルギー提案によるクライアント開発を積極的に進め、安定的な売上・利益を確保する体制の構築を進めてまいります。

② 案件精査、利益率確保のための体制

当社グループでは、営業管理・予実管理の実効性を上げるため、営業会議を毎週行い、予算の実行とコンプライアンスの向上に努めております。営業会議での課題・成果などは経営会議で報告され、タイムリーな対応策の検討、情報の共有化を行うことにより、案件の精査や解決策を着実に決定・実行してまいります。

③ 諸経費の削減

随時、販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益確保に努めてまいります。

④ 資金調達

2020年9月28日に発行した第7回新株予約権の行使が2021年5月31日、2021年8月30日及び2021年12月27日に行われ297,472千円を調達いたしました。また2021年12月20日にSDGsキャピタル有限責任事業組合を引受先とする第三者割当増資を行い165,800千円の調達を行いました。また2021年12月20日に発行した第8回新株予約権が2022年1月27日、2022年2月25日、2022年3月15日、2022年3月25日、2022年3月31日に行使が行われ429,000千円を調達いたしました。今後、全てが行使された場合には221,000千円を調達できる見込みでおります。今後も、財務体質改善のために、将来的な増資の可能性も考慮しつつ、借入金を含めた資金調達の協議を進めております。

しかしながら、これらの対応策を講じても、業績及び資金面での改善を図る上で重要な要素となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、また、新株予約権による資金調達は行使が約束されているものではないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(1) 業績

当連結会計年度の国内経済は、年度後半には、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和されてきたものの、原材料価格の上昇や供給面での制約という厳しい経営環境が継続し、民間設備投資の回復に、足踏みが見られました。

このような状況の中、当社は昨年、社名を「SDSホールディングス」に変え、「私たちを取り巻く脅威に対処し、遠い未来・近い将来・今の社会に貢献する」ことを経営理念として活動して参りました。地球温暖化・災害・衛生リスクという3つの脅威に対し、省エネルギー設備の導入、その他施設改修等のソリューションに加え、当期からは衛生関連事業を開始し、グループをあげて受注活動を行って参りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、1,034百万円(前連結会計年度比190百万円増)となりました。損益に関しましては、販売費及び一般管理費が434百万円(前連結会計年度比1百万円減)となり、営業損失260百万円(前連結会計年度 営業損失252百万円)、経常損失298百万円(前連結会計年度 経常損失272百万円)となりました。純損益に関しましては、主に、土地開発案件に係る和解金17百万円と減損損失17百万円の特別損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失333百万円(前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失348百万円)となりました。

なお、当社グループは「省エネルギー関連事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して356百万円増加し、469百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは485百万円の支出となりました。これは主に、資金の減少要因として、税金等調整前当期純損失332百万円の計上、売上債権の増加213百万円、偶発損失引当金の減少73百万円、資金の増加要因としては、仕入債務の増加67百万円などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは13百万円の支出となりました。これは有形固定資産の取得による支出12百万円と、本社移転による敷金の差入れによる支出18百万円、資産除去債務の履行による支出9百万円、資金の増加要因としては、敷金の回収による収入26百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは854百万円の収入となりました。これは主に、株式発行による収入150百万円と新株予約権の行使による株式の発行による収入700百万円によるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社グループの業態は、生産活動を行っておりませんので、記載を省略いたします。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況を事業内容ごとに示すと次のとおりであります。

事業の名称	受注高		受注残高	
	金額	前期同期比	金額	前期同期比
	千円	%	千円	%
省エネルギー関連事業	1,034,000	123.1	184,080	81.5
合計	1,034,000	123.1	184,080	81.5

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高	
	金額	前期同期比
	千円	%
省エネルギー関連事業	1,034,970	122.6
合計	1,034,970	122.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりとなります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	割合	金額	割合
	千円	%	千円	%
東芝テック株式会社	90,530	10.7	289,487	28.0
株式会社エールケンフォー	125,801	14.9	—	—
株式会社日本キャンパック	98,169	11.6	—	—

(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析)

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(2022年6月29日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

① 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、899百万円（前連結会計年度末比654百万円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加356百万円、売掛金の増加213百万円などによるものであります。

② 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、22百万円（前連結会計年度末比10百万円減）となりました。これは主に、敷金の減少8百万円と投資有価証券の減少1百万円などによるものであります。

③ 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、271百万円（前連結会計年度末比107百万円増）となりました。これは主に、未払金の増加115百万円、資産除去債務の減少18百万円によるものであります。

④ 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、53百万円（前連結会計年度末比20百万円減）となりました。これは主に、偶発損失引当金の減少73百万円、長期未払金の増加47百万円、資産除去債務の増加5百万円によるものであります。

⑤ 純資産

当連結会計年度末における純資産は、596百万円（前連結会計年度末比557百万円増）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失333百万円を計上したことと第三者割当増資及び新株予約権の行使による新株発行で895百万円の資本金等の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

① 売上高及び売上総利益

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 業績」に記載したとおりであります。

② 販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は 434百万円(前年同期比1百万円減)となりました。これは主に来期の事業拡大のために先行して支払手数料及び支払報酬料が発生したもののその他の営業経費は抑制してきたためであります。

③ 営業利益

当連結会計年度における営業損失は 260百万円(前年同期 252百万円の営業損失)となりました。これは前連結会計年度より受注競争等で粗利率が下がってしまったのと、来期の事業拡大のために先行して販売費及び一般管理費が発生したため営業損失となっております。

④ 経常利益

当連結会計年度における経常損失は 298百万円(前年同期 272百万円の経常損失)となりました。これは営業損失の計上によるものであります。

⑤ 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は333百万円(前年同期 348百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。これは主に経常損失の計上と土地開発案件に係る和解金17百万円、減損損失17百万円の特別損失の計上によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は、469百万円(前年同期比 356百万円増)となりました。

なお、キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載したとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「脅威に立ち向かい、社会に貢献する」ことを重点テーマに、地球温暖化、災害、衛生リスクという3つの脅威に対するソリューションを、社会に提供することを基本方針としております。

2050年のカーボンニュートラルという政府目標の実現、異常気象や震災など非常事態に対する対応の需要増大、新型コロナウイルス感染症拡大による衛生需要の急増、などを背景に、当社グループが推進する事業には、中期的な成長が見込まれます。

その一方で、現状では、原材料の供給制限や価格高騰などの事業環境の変化が、業績回復の妨げとなっており、このような状況への対処が急がれています。そうした中、当社グループでは、これらの環境変化に対し、自助努力による業績回復が困難な体質を改革するため、受託事業や補助金関連事業への依存から脱却し、自らの力で付加価値を作り、市場を開拓することが可能な事業を、新たな柱とすることを検討して参りました。

その結果、重要な後発事象にも記載の通り、リノベーションによる住宅販売を主要な事業とする、株式会社イエローキャピタルオーケストラをグループに加え、LED、空調設備機器、非常用電源等を活用した、省エネ・BCP対応のコンセプト住宅等の企画・開発・販売を行うことを企図しております。

不動産事業と省エネソリューション事業の融合によるシナジー効果で、株式会社イエローキャピタルオーケストラが行う中古マンション等の不動産販売事業を、より付加価値が高いものとすると同時に、当社グループとしては、「脱炭素」をコンセプトとした、より収益規模の大きな事業の展開が可能になるものと考えております。

また当社グループは、新たに個人向けの市場へ参入することとなりますが、これまでに比べ、より幅広い市場に向けて、成長性のある事業を展開することにより、業容の拡大をはかってまいります。

現時点での次期の連結業績見通しは、次のとおりであります。

売上高	3,700百万円
営業利益	14百万円
経常利益	5百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△56百万円

(注) 業績予想に関しましては現時点で入手可能な情報に基づき当社にて判断したものであり、リスクや不確定要素が含まれております。そのため、様々な要因の変化により、実際の成果や業績等は記載の予測とは異なる可能性があります。

(7) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当社グループには、「2. 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該重要事象等を解消し、経営基盤の安定化への対応策は、「第2「事業の状況」2「事業等のリスク」(4) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	機械装置及び 運搬具	土地 面積(m ²)	合計	
本社 (東京都港区)	全社共通 省エネルギー 関連事業	総括業務 施設	—	—	—	—	8

(注) 1. 本社につきましては、減損損失計上後の帳簿価額を記載しております。

2. 本社建物は賃借しており、年間賃借料は22,899千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	当事業年度末 現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,052,773	8,052,773	東京証券取引所 市場第二部(事業年度末現在)ス タANDARD市場(提出日現在)	(注)1、2
計	8,052,773	8,052,773	—	—

- (注) 1. 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
2. 単元株式数は100株であります。
3. 「提出日現在発行数」欄には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

第8回新株予約権

決議年月日	2021年12月3日
新株予約権の総数(個)※	6,800 [6,800]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 680,000 [680,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	325
新株予約権の行使期間 ※	2021年12月20日から2023年12月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 325 資本組入額 162.5
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一個未満の行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。

※当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

<p>新株予約権の行使等の払込金額</p>	<p>1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金325円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下調整された後の行使価格を「調整後行使価格」、調整される前の行使価格を「調整前行使価格」という。)</p> $\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \times \text{調整前行使価額} = \text{調整後行使価格}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	--

	<p>③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金650,000,000円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2021年12月20日から2023年12月19日までとする。ただし、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社SDSホールディングス 管理本部 東京都港区東新橋2-11-7住友東新橋ビル5号館8階 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 麻布支店 東京都港区麻布十番1丁目10番3号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一個未満の行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はない。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- i. 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ii. 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(2001年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. その他

- i. 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- ii. 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- iii. その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年11月30日 (注1)	50,000	2,752,273	12,435	1,009,884	12,435	817,064
2018年10月19日 (注1)	50,000	2,802,273	12,435	1,022,319	12,435	829,499
2019年3月15日 (注2)	1,400,000	4,202,173	231,000	1,253,319	231,000	1,060,499
2020年9月28日 (注3)	1,015,300	5,217,473	164,986	1,418,305	164,986	1,225,485
2020年11月24日 (注4)	100,000	5,317,473	16,470	1,434,776	16,470	1,241,956
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注5)	2,235,300	7,552,773	366,343	1,801,119	366,343	1,608,299
2021年12月20日 (注6)	500,000	8,052,773	81,250	1,882,369	81,250	1,689,549

- (注) 1. 2016年10月6日の当社取締役会決議による第6回新株予約権の行使による増加であります。
2. 2019年2月27日開催の取締役会決議に基づく、有償第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加であります。なお、1株当たりの発行価格は330円であり、資本組入額は165円となります。
- 発行価格の総額 462,000,000円
資本組入額 231,000,000円
割当先 井元義昭氏
3. 2020年9月10日開催の取締役会決議に基づく、有償第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加であります。なお、1株当たりの発行価格は325円であり、資本組入額は162.5円となります。
- 発行価格の総額 329,972,500円
資本組入額 164,986,250円
割当先 吉野勝秀氏
4. 2020年9月10日開催の取締役会決議に基づく、新株予約権の行使による資本金及び資本準備金の増加であります。なお、1株当たりの発行価格は329.41円であり、資本組入額は164.705円となります。
- 発行価格の総額 32,941,000円
資本組入額 16,470,500円
割当先 吉野勝秀氏
5. 2021年4月1日から2022年3月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が2,235,300株、資本金が366,343千円及び資本準備金が366,343千円増加しております。
6. 2021年12月3日開催の取締役会決議に基づく、有償第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加であります。なお、1株当たりの発行価格は325円であり、資本組入額は162.5円となります。
- 発行価格の総額 162,500,000円
資本組入額 81,250,000円
割当先 SDGsキャピタル有限責任事業組合

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式 の状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(名)	—	1	21	26	11	6	2,468	2,533	—
所有株式数 (単元)	—	816	11,353	992	849	46	66,451	80,507	2,073
所有株式数の 割合(%)	—	1.01	14.10	1.23	1.05	0.06	82.54	100	—

(注) 1. 単元未満のみ所有の株主数は167人で、合計株主数は2,700人となります。

2. 自己株式62株は「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
吉野 勝秀	千葉県松戸市	1,499,600	18.62
佐々木 和博	千葉県習志野市	1,000,000	12.41
SDGs キャピタル有限責任事 業組合 組合員 田口 知志 代表	東京都渋谷区道玄坂1丁目15-3-423	892,800	11.08
中村 健治	東京都渋谷区	715,400	8.88
井元 義昭	滋賀県大津市	714,500	8.87
楽天証券株式会社 表取締役社長 楠 雄治 代	東京都港区南青山2丁目6番21号	695,500	8.63
株式会社SBI証券 表取締役社長 高村 正人 代	東京都港区六本木1丁目6番1号	200,100	2.48
日本証券金融株式会社 代表執行役社長 櫛田 誠希	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	81,600	1.01
大和証券株式会社 表取締役社長 中田 誠司 代	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	56,600	0.70
野村證券株式会社 表取締役 奥田 健太郎 代	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	54,387	0.67
計	—	5,910,487	73.39

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、表示単位の端数を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2022年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,050,700	80,507	一单元(100株)
単元未満株式	普通株式 2,073	—	—
発行済株式総数	8,052,773	—	—
総株主の議決権	—	80,507	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式が62株含まれております。

② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社SDSホールディングス	東京都港区東新橋二丁目 11番7号	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 上記には単元未満株式62株は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	62	—	62	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけております。主たる利益還元策のひとつである配当につきましては、経営基盤の強化を図るため、内部留保を勘案しつつ会社業績の動向に応じて株主への利益還元に取り組んでいくとともに、配当性向等の指標を参考としつつ実施していく方針であります。

また、当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社業績に応じた株主への利益還元を柔軟に実施するため、当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度につきましては、誠に遺憾ながら配当を無配とさせて頂く結果となっております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、国策国益に則ったエネルギー関連事業を推進するにあたり、法令遵守の精神の元に迅速な意思決定と適切な業務遂行を行うことにあります。株主及びあらゆるステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じて企業価値を高め、環境経営やCSR（企業の社会的責任）に寄与することを経営上の重要課題のひとつと位置付けております。コーポレート・ガバナンスの充実に向け、各界の経験者で構成される社外取締役制度を採用し、経営の実質的な戦略、意思決定およびコンプライアンスの充実に資する体制を構築しております。

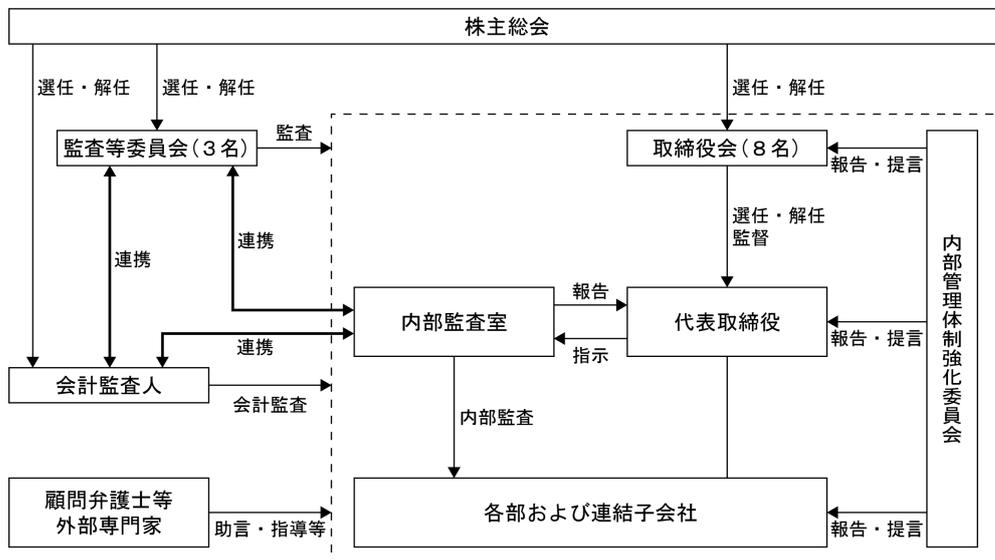
当社は、2018年6月27日付で、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させ企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

さらに、当社は、取締役会の直属機関として、2018年10月22日の定時取締役会にて以下を目的とする「内部管理体制強化委員会」の設置を決議し、運営しております。内部管理体制強化委員会は、以下を目的として設置されたものであります。

- a. 特設注意市場銘柄解除後の内部管理体制の改善・強化に係る諸施策の進捗状況及び結果内容の確認、取締役会への報告
- b. 経営リスク及びコンプライアンスの管理状況に関する確認、取締役会への報告

内部管理体制強化委員会の構成員は、取締役管理本部長を委員長とし、外部委員1名（弁護士・公認会計士）、内部監査室長、常勤監査等委員であり、審議内容に応じて、関係者に出席を求める形で運営しております。

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は以下のとおりであります。



ロ 内部統制システムの整備状況

当社は、過去の不適切会計処理の問題を受けて、2019年2月14日に、内部管理体制の再構築を目指し、改善計画・状況報告書を作成、公表し、同改善計画に基づく体制の整備を行い、業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図ってまいりました。当期も、引き続き、上記改善計画に基づく施策を継続し、より強固な内部管理体制の構築に努めてまいります。

i) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業理念、行動規範、取締役会規程に従い、経

営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。当社グループ全社を横断する経営会議を設置し、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定が必要な事項については、外部の専門家と共同で事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制となっております。

また、役職員に対するコンプライアンス教育・研修を継続的に実施すると共に、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築し、外部の弁護士に直接通報できるように運用しております。内部通報制度は匿名での通報を認めること、通報をした者が通報を理由に不利益な取り扱いを受けることが無いことをその内容に含んでおります。

ii) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づき、適切な保存および管理（廃棄を含む）を行っております。

また、取締役は保存された情報を閲覧することが可能な体制となっております。

iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンス・リスクに対処する為、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、当該規程に基づき、管理本部及び内部監査室は、経営会議、取締役会、監査等委員会に随時報告し、未然にリスクを防止するよう努めるとともに、グループ各社の相互連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

iv) 取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針、重要な業務執行の意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。業務執行に関しては、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、業務執行の有効性と経営の効率性を図るため、代表取締役及び業務執行を担当する取締役等で構成される経営会議を設置し、原則毎月1回開催することにより、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行います。

また、当社グループ全体の協力の推進および業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行っております。

v) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社を当社の一部署と位置付け、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統および権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的、統括的に管理することとします。内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する体制としております。

vi) 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

監査等委員会は、原則月に1回開催される定時取締役会の前に開催され、取締役会における審議事項を事前に、担当取締役等から報告を受ける体制をとり、取締役会で十分な議論ができる体制をとっております。また各監査等委員は、必要に応じて他の会議体に出席することにより、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受ける体制となっております。

また、取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

vii) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の業務執行を含む経営の日常的活動

の監査を行います。監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と、定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保するものとします。

また、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担します。

viii) 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り財務報告の信頼性と適正性を確保します。

ix) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為を行いません。また、反社会的勢力および団体からの介入を防止するため警察当局、暴力団追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携を確保します。また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行いません。

②取締役の員数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款に定めております。

③取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

④株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

⑤自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することが可能となるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

⑥取締役の責任免除

当社は取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役及び監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑦中間配当の実施

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	伊藤 象二郎	1976年1月22日生	1999年4月 日本グローバル証券(株) 入社 2004年11月 三田証券(株)本店営業部入社 2013年3月 岡三証券(株)入社 2014年4月 エース証券(株)入社 2015年1月 (株)KACHIEL 入社 2017年3月 (株)エストコーポレーション入社 2018年8月 当社出向内部監査室長 2019年5月 当社出向経営企画室長 2019年5月 (株)アイ・エヌ・エイチ代表取締役 2019年10月 (株)シリウス設立代表取締役就任 2020年1月 当社出向管理本部経営企画グループ 2021年6月 当社 代表取締役社長 (現任) 2022年4月 (株)イエローキャピタルオーケストラ 取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役	小野 澤 歩	1976年6月27日生	2000年3月 (株)Human21 入社 2012年8月 (株)新東京グループ 取締役管理 2018年8月 部長 (現任) (株)新東京トレーディング 代表 2022年2月 取締役 エイチビー(株) 代表取締役 (現 任)	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	関原 竜也	1974年7月12日生	1998年8月 2000年12月 2011年1月 2015年9月 2020年8月 2021年10月	司法書士篠塚事務所 入所 司法書士天川合同事務所 入所 オフィスランディック(株) 入社 トゥーライフ合同会社 設立 代表社員 (現任) (株)新東京グループ 監査役 (株)シントウキョウグロースキャピタル代表取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役	吉岡 一則	1955年3月11日生	1973年4月 1996年4月 2003年1月 2006年1月 2014年7月 2017年7月 2021年1月 2021年6月 2022年4月	横浜銀行入行 同行上永谷支店長 ジャパンニューアルファー(株)出向 (株)アクシャル専務取締役 三晃商事(株)常務取締役 (株)横浜振興営業部長 スカイヨコハマ(株)取締役副社長 (現任) 当社 取締役 (現任) (株)イエローキャピタルオーケストラ 取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役 監査等委員	森 雅俊	1953年3月5日生	1976年4月 1996年2月 2002年6月 2006年6月 2013年5月 2017年9月 2019年4月 2021年6月 2021年6月	千葉銀行入行 同行関宿支店長 同行事務企画部長 同行執行役員船橋支店長 (株)バイエフエム非常勤監査役 (現任) 公益財団法人綿貫国際奨学財団評議員 (現任) 平山建設(株)顧問 当社取締役 (社外) (株)省電舎 監査役 (現任)	(注) 2	—
取締役 監査等委員	佐々木 健郎	1982年8月14日生	2005年5月 2010年2月 2014年1月	さくら総合事務所 入所 新日本監査法人 (現: EY新日本有限責任監査法人) 入所 (株)マネージポート会計事務所 設立 代表取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役 監査等委員	金古 幸香里	1988年8月2日生	2014年3月 2016年12月 2016年12月	中央大学法科大学院 卒業 最高裁判所司法研修所終了 (69期) 弁護士法人ルネサンス 本部 小江戸川越法律事務所 入所 (現任)	(注) 3	—
計						714,500

- (注) 1. 監査等委員である取締役 森雅俊氏、佐々木健郎氏、金古幸香里氏は、監査等委員である社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 所有株式数については、2022年3月31日現在の株主名簿に基づく記載としております。

②社外役員の状況

イ 社外取締役の員数(本報告書提出日現在)

当社の社外取締役は3名であります。

ロ 社外取締役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

当社と社外取締役との人的関係、資本的关系または取引関係及びその他の利害関係は一切ありません。

ハ 社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役は経営全般に関する客観的かつ公平な意見や専門家の見地から重要な情報を提供頂くことで、企業統治強化の一層の有効化に寄与しております。

なお、社外取締役の独立性確保の要件につきましては、当社独自の基準又は方針は設けておりませんが、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、人格、識見ともに優れ、また、他社の経営者として豊富な経験を有するなど、会社業務の全般にわたって経営を監視する立場に適した人材を選任しております。

ニ 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

コーポレート・ガバナンスに関しましては、外部専門家による確認を行っており、逐次チェックが行える体制としております。他社での豊富な役員経験や会計・法律等の高い専門性をもった社外取締役が企業統治機能強化に資すると考え、社外取締役4名で経営に対する監視を行っております。

ホ 社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査室との関係

監査等委員である社外取締役は取締役会に出席し積極的に質疑及び意見表明を行っております。監査等委員である社外取締役は、内部監査室と密接に連携し、内部監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査室に詳細な説明を求め、内容について協議し、重要な事項については取締役会に問題を提起し、改善を図ることができる体制を採っております。また、会計監査人からは会計監査内容及び内部統制の状況等に係る報告を受けられる体制を採っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の組織・手続等

監査等委員会における監査については、監査等委員会で定めた監査方針及び計画に基づいた役割分担に従い、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の職務執行の状況が適法及び経済合理的に適正であるか、また、経営方針の進捗状況として業績の聴取など必要に応じて質問を行い説明を求め、取締役会前に開催される定期監査等委員会において意見交換を行っております。

尚、内部監査室及び会計監査人との定期的な報告会を実施し質疑応答などによる方法及び常勤監査等委員は補足的に質疑応答内容について確認を行うなどの連携強化を図っております。

b. 監査等委員会の活動状況

氏名	地位	主な活動状況・期待役割に関して行った職務の概要
山田 勝重	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席し、監査等委員会14回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、企業法務に関する豊かな専門知識と豊富な実務経験を活かして中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。
原口 稔	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に出席し、監査等委員会14回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。また、同氏は、2019年11月20日付で常勤監査等委員に就任しました。これに伴い、上記会議体への出席に加えて、各部門への監査等委員監査を積極的に行い、管理本部、内部監査室との連携が強化され、監査等委員監査の実効性の強化につながっており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。
佐塚 卓	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての財務及び会計の高い見識と豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。

②内部監査の状況

内部監査は、社長直轄の独立部門である内部監査室が担当しております。その人数は1名であります。年間監

査計画を立案し、当社及び連結子会社に対し財務報告に係る内部統制監査及び業務監査を行っております。

また、監査状況については定期監査等委員会及び取締役会等に同席し都度情報共有を図ると共に、会計監査人との定期的報告会にも同席し連携強化を図っております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

アルファ監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 奥津 泰彦

指定社員 業務執行社員 松本 達之

(注) 継続監査年数は7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名であります。

e. 監査法人の選定方法と理由

監査等委員会は会計監査人の選定に際しては、会計監査人の実績、専門性、独立性、規模、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案したうえで選定する方針としております。アルファ監査法人を選定した理由は、前述の事項を審議した結果、適任と判断したためであります。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるため等の理由により会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的といたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人より期初に年間監査計画を受領し、四半期末、期末等にて監査結果などの報告を受けています。これらの報告及び業務執行部門に対するヒアリング結果に基づき、会計監査人の監査品質、監査チーム、監査報酬、監査等委員とのコミュニケーション、不正リスク等について評価した結果、適正な監査の遂行が可能であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第36期（自2020年4月1日至2021年3月31日）（連結・個別）やまと監査法人

第37期（自2021年4月1日至2022年3月31日）（連結・個別）アルファ監査法人

尚、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

①選任する監査公認会計士等の名称

名称 アルファ監査法人

②退任する監査公認会計士等の名称

名称 やまと監査法人

(2) 異動の年月日

2021年6月25日（第36期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2019年6月26日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であり、やまと監査法人は、2021年6月25日開催予定の第36期定時株主総会終結の時をもって任期満了になる予定です。

現任会計監査人から、当社の経営環境変化ならびに組織体制にかかる充足度合いについて今後も監査工数の増加が見込まれること等を理由に、任期満了をもって契約更新を差し控えたい旨の申し出を受けました。これを契機として当社としては監査の効率性と当社の事業規模に適した監査費用と監査対応の相当性等にも考慮し、また監査等委員会が、アルファ監査法人を会計監査人の候補とした理由は、同監査法人が、当社の会計監査人に必要な独立性及び専門性、品質管理体制を有しており当社の内部管理体制の一層の強化に資する会計監査人として適任と判断し、新たに会計監査人として選任するものです。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する

監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

④ 監査報酬の内容等

i) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,500	—	20,000	2,000
連結子会社	—	—	—	—
計	22,500	—	20,000	2,000

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、監査受託のための予備調査についての対価2,000千円を支払っております。

ii) その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

iii) 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、監査対象会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して決定しております。

iv) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画・監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

- ① 当社役員の報酬は、長年に渡って赤字決算を継続していることから、現行、連結業績に連動する「業績連動報酬制度」等の導入はしておらず、「基本報酬」のみで構成されております。

当社の監査等委員でない取締役の基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、当社グループの業績、当該取締役の担当職務及び成果、貢献度等を総合的に勘案し、報酬の額を決定しております。また、監査等委員である取締役の基本報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で監査等委員である取締役の職責に応じて監査等委員会の協議によりしております。

役員報酬の報酬限度額は、監査等委員である取締役については2018年6月27日開催第33期定時株主総会において年額1億円以内、監査等委員である取締役については2018年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

- ② 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）について、経営会議にて検討・協議したうえで、2021年2月19日開催の取締役会において決議いたしました。

決定方針の概要は、以下のとおりです。

- ・当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬については、固定報酬としての基本報酬のみとし、基本報酬は、月毎の固定報酬とし、当社グループの業績、各取締役の担当職務及び成果、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。
- ・個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役が原案を作成し、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会決議により決定するものとする。

当社の当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、当社グループの業績、各取締役の担当職務及び成果、貢献度等を総合的に勘案して、月毎の固定報酬として代表取締役が原案を作成し、監査等委員会に提出してその審議を経た後に、取締役会において、監査等委員である取締役全員の賛成も得たうえで決定していることから、その内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	32,600 (1,800)	32,600 (1,800)	— (—)	— (—)	7 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12,750 (12,750)	12,750 (12,750)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。
2. 当社は、使用人兼務役員の使用人分給与のうち、重要なものは存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は純投資目的株式を原則保有しないこととしております。また、事業上必要と考えられる場合には、政策投資目的株式を保有することとしております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 当社が行う省エネルギー関連事業において、今後も成長を続けていくために生産・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要です。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関係強化、さらには地域社会との関係維持などを総合的に勘案し、政策保有株式として保有します。

また、個別の政策保有株式について定期的に精査を実施し、保有の妥当性について検証しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	1,776

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
株式会社エフオン	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	営業施策目的による保有	無
	3,000	3,000		
	1,776	3,303		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、アルファ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	112,610	469,076
受取手形及び売掛金	98,572	—
売掛金	—	312,100
原材料	1,636	1,041
前払金	—	55,000
前払費用	13,917	12,139
その他	18,019	49,758
流動資産合計	244,755	899,117
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,855	92
減価償却累計額	△18,855	△92
建物（純額）	—	—
機械装置及び運搬具	5,702	5,433
減価償却累計額	△5,702	△5,433
機械装置及び運搬具（純額）	—	—
工具、器具及び備品	18,294	10,992
減価償却累計額	△18,294	△10,992
工具、器具及び備品（純額）	—	—
有形固定資産合計	—	—
投資その他の資産		
投資有価証券	3,303	1,776
敷金	29,028	20,319
破産更生債権等	10,308	10,308
その他	262	448
貸倒引当金	△10,308	△10,308
投資その他の資産合計	32,594	22,544
固定資産合計	32,594	22,544
資産合計	277,349	921,661

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,275	11,224
未払金	118,706	234,090
前受金	8,953	6,964
未払法人税等	6,729	13,619
資産除去債務	18,760	—
その他	5,804	5,927
流動負債合計	164,230	271,826
固定負債		
長期末払金	—	47,000
資産除去債務	—	5,757
偶発損失引当金	73,000	—
繰延税金負債	934	467
固定負債合計	73,934	53,225
負債合計	238,165	325,051
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,434,776	1,882,369
資本剰余金	1,532,755	1,980,348
利益剰余金	△2,934,449	△3,268,237
自己株式	△52	△52
株主資本合計	33,029	594,428
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,118	1,058
その他の包括利益累計額合計	2,118	1,058
新株予約権	4,036	1,122
純資産合計	39,184	596,609
負債純資産合計	277,349	921,661

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	844,454	※1 1,034,970
売上原価	661,375	861,641
売上総利益	183,079	173,328
販売費及び一般管理費	※2 435,558	※2 434,023
営業損失(△)	△252,479	△260,694
営業外収益		
受取配当金	20	24
投資事業組合運用益	4,442	—
受取保険金	—	15
還付消費税等	—	32
その他	367	21
営業外収益合計	4,830	94
営業外費用		
支払利息	3,320	—
株式交付費	21,094	37,381
その他	60	363
営業外費用合計	24,475	37,744
経常損失(△)	△272,124	△298,344
特別利益		
投資有価証券売却益	3,550	—
固定資産売却益	—	※3 22
特別利益合計	3,550	22
特別損失		
減損損失	※4 5,560	※4 17,336
和解金	—	※5 17,000
偶発損失引当金繰入額	73,000	—
特別損失合計	78,560	34,336
税金等調整前当期純損失(△)	△347,134	△332,658
法人税、住民税及び事業税	1,240	1,130
法人税等合計	1,240	1,130
当期純損失(△)	△348,374	△333,788
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△348,374	△333,788

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失 (△)	△348,374	△333,788
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,336	△1,059
その他の包括利益合計	※1 1,336	※1 △1,059
包括利益	△347,038	△334,847
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△347,038	△334,847

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,253,319	1,351,298	△2,586,074	△52	18,491
当期変動額					
新株の発行	164,986	164,986			329,972
新株予約権の発行					
新株の発行 (新株予約権の行使)	16,470	16,470			32,941
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△348,374		△348,374
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	181,456	181,456	△348,374	—	14,538
当期末残高	1,434,776	1,532,755	△2,934,449	△52	33,029

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	781	781	—	19,272
当期変動額				
新株の発行				329,972
新株予約権の発行			4,477	4,477
新株の発行 (新株予約権の行使)			△441	32,500
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△348,374
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	1,336	1,336		1,336
当期変動額合計	1,336	1,336	4,036	19,911
当期末残高	2,118	2,118	4,036	39,184

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,434,776	1,532,755	△2,934,449	△52	33,029
当期変動額					
新株の発行	81,250	81,250			162,500
新株予約権の発行					
新株の発行 (新株予約権の行使)	366,343	366,343			732,686
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△333,788		△333,788
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	447,593	447,593	△333,788	—	561,398
当期末残高	1,882,369	1,980,348	△3,268,237	△52	594,428

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,118	2,118	4,036	39,184
当期変動額				
新株の発行				162,500
新株予約権の発行			3,300	3,300
新株の発行 (新株予約権の行使)			△6,214	726,472
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△333,788
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,059	△1,059		△1,059
当期変動額合計	△1,059	△1,059	△2,914	557,424
当期末残高	1,058	1,058	1,122	596,609

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△347,134	△332,658
減価償却費	—	326
和解金	—	17,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△105,950	—
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	△14,000	—
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	73,000	△73,000
受取利息及び受取配当金	△21	△24
支払利息	3,361	—
株式交付費	21,094	37,381
為替差損益 (△は益)	20	3
投資事業組合運用損益 (△は益)	△4,442	—
固定資産売却損益 (△は益)	—	△22
減損損失	5,560	17,336
売上債権の増減額 (△は増加)	58,876	△213,528
棚卸資産の増減額 (△は増加)	47,373	2,793
仕入債務の増減額 (△は減少)	△276,165	67,120
前受金の増減額 (△は減少)	△45,527	△1,989
長期未払金の増減額 (△は減少)	—	47,000
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△5,372	△3,627
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△10,804	—
その他の資産の増減額 (△は増加)	96,388	△92,508
その他の負債の増減額 (△は減少)	△5,478	44,249
小計	△509,222	△484,147
利息及び配当金の受取額	21	24
利息の支払額	△3,361	—
法人税等の支払額	△2,534	△1,130
営業活動によるキャッシュ・フロー	△515,095	△485,253
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△12,109
有形固定資産の売却による収入	—	22
投資事業組合からの分配による収入	41,486	—
資産除去債務の履行による支出	—	△9,790
敷金及び保証金の差入による支出	—	△18,190
敷金及び保証金の回収による収入	—	26,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	41,486	△13,168

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	—
短期借入金の返済による支出	△400,000	—
株式の発行による収入	310,602	150,888
新株予約権の行使による株式の発行による収入	30,775	700,703
新株予約権の発行による収入	4,477	3,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	145,855	854,891
現金及び現金同等物に係る換算差額	△20	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△327,773	356,466
現金及び現金同等物の期首残高	440,384	112,610
現金及び現金同等物の期末残高	※1 112,610	※1 469,076

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度以前から継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があります。

当連結会計年度の業績においても、営業損失260,694千円、経常損失298,344千円及び親会社株主に帰属する当期純損失333,788千円を計上し、当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消するために、以下の対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努めてまいります。

①営業利益及びキャッシュ・フローの確保

前連結会計年度に引き続き、各案件の精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上を進めてまいります。また、商業施設、食品関連設備などへの省エネルギー提案によるクライアント開発を積極的に進め、安定的な売上・利益を確保する体制の構築を進めてまいります。

②案件精査、利益率確保のための体制

当社グループでは、営業管理・予実管理の実効性を上げるため、営業会議を毎週行い、予算の実行とコンプライアンスの向上に努めております。営業会議での課題・成果などは経営会議で報告され、タイムリーな対応策の検討、情報の共有化を行うことにより、案件の精査や解決策を着実に決定・実行してまいります。

③諸経費の削減

随時、販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益確保に努めてまいります。

④資金調達

2020年9月28日に発行した第7回新株予約権の行使が2021年5月31日、2021年8月30日及び2021年12月27日に行われ297,472千円を調達いたしました。また2021年12月20日にSDGsキャピタル有限責任事業組合を引受先とする第三者割当増資を行い165,800千円の調達を行いました。また2021年12月20日に発行した第8回新株予約権が2022年1月27日、2022年2月25日、2022年3月15日、2022年3月25日、2022年3月31日に行行使が行われ429,000千円を調達いたしました。今後、全てが行使された場合には221,000千円を調達できる見込みでおります。今後も、財務体質改善のために、将来的な増資の可能性も考慮しつつ、借入金を含めた資金調達の協議を進めております。

しかしながら、これらの対応策を講じても、業績及び資金面での改善を図る上で重要な要素となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、また、新株予約権による資金調達は行使が約束されているものではないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社省電舎

- (2) 主要な非連結子会社
該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数
該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用していない関連会社
該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券にみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

原材料は総平均法に基づいて算定しており(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、未成事業支出金は個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

イ 節減量分与契約資産

(機械及び装置)

顧客との契約期間を耐用年数とする定額法

ロ その他の資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。)

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～50年
機械装置及び運搬具	17年
工具、器具及び備品	5～15年

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に備え、個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約

工事契約については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

なお、進捗率を見積もることのできない工事契約については代替的な取扱いを適用し、原価回収基準で収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

当社及び連結子会社は、連結納税制度を適用しております。当社グループは、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年(2020年)法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

工事契約に係る収益認識

従来は進捗部分について成果の確実性が認められる工事(調査)については工事進行基準を、進捗率を見込むことができない工事(調査)については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、進捗率を見積もることのできない工事契約については代替的な取扱いを適用し、原価回収基準で収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。また、「金

融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

（未適用の会計基準等）
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「未成事業支出金」は、金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、「流動資産」の「未成事業支出金」に表示していた2,245千円は、流動資産の「その他」として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に表示していた「受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、「営業外収益」の「その他」に表示していた388千円は、「受取配当金」20千円、「その他」367千円として組替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の景気の急速な悪化により、当社グループでは受注の減少などの影響を受けております。このような環境下においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ不透明であり、経済活動への影響を予測することが非常に難しい状況となっております。このため、当社においては、翌連結会計年度以降回復傾向になると見込んでいるものの、2023年3月期までは当該影響が継続するものと仮定し、継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討及び会計上の見積りを行っております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により見積りが変化した場合には、翌連結会計年度以降における当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
売掛金	1,463 千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）収益の分解情報」に記載しております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料及び手当	157,069千円	135,651千円
支払手数料	25,381千円	52,207千円
支払報酬	70,647千円	69,011千円
賃借料	36,000千円	28,227千円
貸倒引当金繰入額	△5,739千円	一千円

※3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
機械装置及び運搬具	一千円	22千円

※4. 減損損失

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金 額 (千円)
東京都港区	事業用資産	建物	5,560

当社グループは、事業用資産は主に事業セグメントに基づきグルーピングを行っており、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については、事業における収益性の著しい低下及び今後の事業計画等を考慮した結果、減損損失5,560千円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物5,560千円であります。

なお、回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、使用価値については将来キャッシュ・フローをマイナスと見込んでいるため、割引計算は行っておりません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額 (千円)
東京都港区	事業用資産	建物	16,496
東京都港区	事業用資産	機械装置及び運搬具	688
東京都港区	事業用資産	工具器具及び備品	150

当社グループは、事業用資産は主に事業セグメントに基づきグルーピングを行っており、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については、事業における収益性の著しい低下及び今後の事業計画等を考慮した結果、減損損失17,336千円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物16,496千円、機械装置及び運搬具688千円、工具器具及び備品150千円であります。

なお、回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、使用価値については将来キャッシュ・フローをマイナスと見込んでいるため、割引計算は行っておりません。

※5. 和解金

前連結会計年度 (2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

当社は、連結子会社である株式会社省電舎の特定顧客から土地開発案件に係る当該土地の買い戻しの請求を受けており、協議を行ってまいりました。交渉の長期化が当社の事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期に友好的に解決することが両当事者の総合的利益に適うと判断し、合意書により和解いたしました。これに伴い、当連結会計年度において17,000千円を特別損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,925千円	△1,526千円
組替調整額	一千円	一千円
税効果調整前	1,925千円	△1,526千円
税効果額	△589千円	467千円
その他有価証券評価差額金	1,336千円	△1,059千円
その他の包括利益合計	1,336千円	△1,059千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,202,173	1,115,300	—	5,317,473

(注) 増加1,115,300株は第三者割当による新株式発行1,015,300株と新株予約権の行使による新株発行100,000株によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	62	—	—	62

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第7回新株予約権	普通株式	—	1,015,300	100,000	915,300	4,036
合計			—	1,015,300	100,000	915,300	4,036

(変動事由の概要)

第7回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行による増加 1,015,300株

第7回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の行使による減少 100,000株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,317,473	2,735,300	—	8,052,773

(注) 増加2,735,300株は第三者割当による新株式発行500,000株と新株予約権の行使による新株発行2,235,300株によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	62	—	—	62

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第7回新株予約権	普通株式	915,300	—	915,300	—	—
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	—	2,000,000	1,320,000	680,000	1,122
合計			915,300	2,000,000	2,235,300	680,000	1,122

(変動事由の概要)

第7回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の行使による減少 915,300株

第8回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行による増加 2,000,000株

第8回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の行使による減少

1,320,000株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	112,610千円	469,076千円
現金及び現金同等物	112,610千円	469,076千円

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	5,560千円	5,757千円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、一部、営業取引に際し、前受金を受け入れ、信用リスクの軽減を図っております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式への出資であります。上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが3カ月以内の支払期日であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

1. 連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)受取手形及び売掛金	98,572	98,572	—
(2)投資有価証券	3,303	3,303	—
(3)破産更生債権等 貸倒引当金(※2)	10,308 △10,308		
	—	—	—
(4)敷金	29,028	29,028	—
資産計	130,903	130,903	—
(1)買掛金	5,275	5,275	—
(2)未払金	118,706	118,706	—
(3)未払法人税等	6,729	6,729	—
負債計	130,711	130,711	—

※1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 売掛金	312,100	312,100	—
(2) 前払金	55,000	55,000	—
(3) 投資有価証券	1,776	1,776	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金(※2)	10,308 △10,308		
	—	—	—
(5) 敷金	20,319	20,319	—
資産計	389,196	389,196	—
(1) 買掛金	11,224	11,224	—
(2) 未払金	234,090	234,090	—
(3) 未払法人税等	13,619	13,619	—
(4) 長期未払金	47,000	46,963	△36
負債計	305,935	305,898	△36

※1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	112,610	—	—	—
受取手形及び 売掛金	98,572	—	—	—
合計	211,182	—	—	—

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	469,076	—	—	—
売掛金	312,100	—	—	—
合計	781,177	—	—	—

3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,776	—	—	1,776
資産計	1,776	—	—	1,776

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	312,100	—	312,100
前払金	—	55,000	—	55,000
敷金	—	20,319	—	20,319
資産計	—	387,420	—	387,420
買掛金	—	11,224	—	11,224
未払金	—	234,090	—	234,090
未払法人税等	—	13,619	—	13,619
長期未払金	—	46,963	—	46,963
負債計	—	305,898	—	305,898

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、前払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金、未払法人税等、長期未払金

これらの時価は、元金の合計額と、当該債務の残存期間及び無リスクの利子率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	3,303	250	3,053

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	1,776	250	1,526

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	3,550	3,550	—
その他	41,486	4,442	—
合 計	45,036	7,992	—

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

(退職給付関係)

当社グループは、退職給付制度を設けておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
減価償却資産	3,121	4,019
ゴルフ会員権評価損	897	897
貸倒引当金否認額	3,156	3,156
減損損失	6,021	1,879
偶発損失引当金	22,352	—
税務上の繰越欠損金	788,892	868,496
その他	△330	△91
小計	824,111	878,356
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△788,892	△868,496
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△35,219	△9,860
評価性引当額小計	△824,111	△878,356
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△934	△467
繰延税金負債合計	△934	△467
差引繰延税金資産(負債)の純額	△934	△467

繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
固定負債－繰延税金負債	934千円	467千円

(注)税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	34,919	—	101,849	12,821	3,517	635,784	788,892千円
評価性引当額	△34,919	—	△101,849	△12,821	△3,517	△635,784	△788,892千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(b) —

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金788,892千円(法定実効税率を乗じた額)について、回収不可能と判断し繰延税金資産は計上しておりません。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	101,849	12,821	3,517	51,337	698,970	868,496千円
評価性引当額	—	△101,849	△12,821	△3,517	△51,337	△698,970	△868,496千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(b) —

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金868,496千円(法定実効税率を乗じた額)について、回収不可能と判断し繰延税金資産は計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税金等調整前当期純損失を計上したため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自2020年4月1日至2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自2021年4月1日至2022年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を使用開始から2036年6月までの15年と見積り、割引率は0.241%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	13,200千円	18,760千円
見積りの変更による増加額	5,560千円	一千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円	△18,760千円
有形固定資産の取得に伴う増加	一千円	5,757千円
期末残高	18,760千円	5,757千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

前連結会計年度において、当社グループは、2021年4月22日開催の取締役会で、当社の事務所の移転について決議を行いました。これにより、退去前の事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、退去に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。前連結会計期間末において、この見積りの変更による増加額5,560千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について減損損失5,560千円を特別損失に計上しました。

前連結会計年度末において、移転について決議された事務所等に係る原状回復費用に関して、退去の時期、解体撤去の工法及び範囲が見直されたことにより、前々連結会計年度末の見積りに比べて、資産除去債務の残高は5,560千円増加しました。

なお、当該見積りの変更の結果、前連結会計年度の税金等調整前当期純損失は5,560千円の増加となりました。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

収益の分解情報

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	工事契約・保守等	物販	役務の提供	合計
一定期間にわたって認識する収益	—	—	—	—
一時点で認識する収益	1,027,492	6,253	1,224	1,034,970
合計	1,027,492	6,253	1,224	1,034,970

なお、当連結会計年度において「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)等を適用する場合であって、「収益認識に関する会計基準」第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報は記載しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

工事契約・保守等については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、進捗率を見積もることのできない工事契約については代替的な取扱いを適用し、原価回収基準で収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。物販については、顧客への物品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。役務の提供については、契約で取り決めたサービスに対する支配を、顧客に移転した時点で収益を認識しております。収益は、顧客との契約に定められた対価に基づき測定しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 受取手形、売掛金	98,572
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	312,100
契約負債(期首残高) 前受金	8,953
契約負債(期末残高) 前受金	6,964

契約負債は、主に、工事案件において、引き渡し時に収益を認識する顧客との機器の販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った1か月分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,953千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは「省エネルギー関連事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社グループは「省エネルギー関連事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社エールケンフォー	125,801	省エネルギー関連事業
株式会社日本キャンパック	98,169	省エネルギー関連事業
東芝テック株式会社	90,530	省エネルギー関連事業

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東芝テック株式会社	289,487	省エネルギー関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社および関連会社等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

② 連結財務諸表提出会社の役員および主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	井元義昭	—	—	当社取締役	被所有 直接 23.3%	資金の借入	借入金の返済	200,000	—	—
							利息の支払い	2,828	—	—
主要株主	吉野勝秀 (注2)	—	—	—	被所有 直接 20.6%	—	借入金の返済 (注3)	200,000	—	—
							新株予約権の行使 (注4)	32,500	—	—

- (注) 1. 資金の借入に係る利息については、借入先の調達金利等を勘案し、両者協議の上決定しております。
2. 吉野氏は、2020年9月28日に行った第三者割当有償増資により、当社の主要株主になったため、同日をもって当社の関連当事者に該当することとなりました。上記取引金額は、関連当事者に該当することとなった以降の取引を集計しております。
3. 2020年9月11日に同額の資金の借入取引を行っていますが、その当時は関連当事者では無かったため、記載しておりません。また、借入に係る利息の支払491千円を行っていますが、これは関連当事者でなかった期間に対応するものであるため、記載しておりません。
4. 新株予約権の行使は、2020年9月10日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の、当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	吉野勝秀	—	—	—	被所有 直接 18.6%	—	新株予約 権の行使 (注1)	297,472	—	—
役員及び個人 主要株主等が 議決権の過半 数を所有して いる会社等	株式会社 エールケ ンフォー (注2)	東京都港 区	60,000	省エネルギ ー関連事業	被所有 直接 8.8%	営業取引	売上高	37	—	—
							仕入	4,120	未払金	418

- (注) 1. 新株予約権の行使は、2020年9月10日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の、当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 主要株主である中村健治氏が、当該会社の議決権の100%を間接所有しております。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員および主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主が議 決権の過半数 を自己の計算 において保有 している会社 等	株式会社 エールケ ンフォー	東京都港 区	60,000	省エネルギ ー関連事業	被所有 直接 13.5%	営業上の取引	売上高	125,801	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 主要株主である中村健治氏が、当該会社の議決権の100%を間接所有しております。
2. 上記各社との取引については一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	6円61銭	73円95銭
1株当たり当期純損失(△)	△73円31銭	△55円15銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純損失(△)(千円)		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△348,374	△333,788
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△348,374	△333,788
普通株式の期中平均株式数(株)	4,751,784	6,052,215

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	39,184	596,609
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	4,036	1,122
(うち新株予約権(千円))	(4,036)	(1,122)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	35,148	595,487
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,317,411	8,052,711

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、株式会社イエローキャピタルオーケストラの株式を取得し連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年4月7日付で株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社イエローキャピタルオーケストラ

事業の内容：資産運用に関するコンサルティング、宅地建物取引業、不動産の分譲、売買、賃貸及び管理並びにそれらの仲介及びコンサルティング

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、今期より「脅威に立ち向かい、社会に貢献する」ことを重点テーマに、地球温暖化、災害、衛生リスクという3つの脅威に対するソリューションを、社会に提供することを基本方針としております。2050年のカーボンニュートラルという政府目標の実現、異常気象や震災など非常事態に対する対応の需要増大などを背景に、当社グループが推進する事業には、中期的な成長が見込まれます。その一方で、現状では新型コロナウイルスの感染拡大や原材料価格の高騰などの事業環境の変化が、業績回復の妨げとなってお

り、このような新しい事業環境への対処が急がれています。そうした中、当社グループでは、これらの環境変化に対し、自助努力による業績回復が困難な体質を改革するため、受託事業や補助金関連事業への依存から脱却し、自らの力で付加価値を作り、市場を開拓することが可能な事業を、新たな柱とすることを検討して参りました。株式会社イエローキャピタルオーケストラでは、リノベーションによる住宅販売を事業としておりますが、同社をグループ化することで、当社グループでは、LED、空調設備機器、非常用電源等を活用した、省エネ・BCP 対応のコンセプト住宅等を企画・開発・販売することが可能となります。このような不動産事業と省エネソリューション事業の融合は、株式会社イエローキャピタルオーケストラが行う中古マンション等の不動産販売事業を、より付加価値が高いものとすると同時に、当社グループとしては、「脱炭素」をコンセプトとした、より収益規模の大きな事業の展開が可能になるものと考えております。

また、今後の展開として、遠隔地にいても物件の内見が可能にできる VR 技術を用いたサービスを導入することも検討しており、アフターコロナ時代の社会に対応し、リードしていく事業へ育てていく方針です。また当社グループは、新たに個人向けの市場へ参入することとなりますが、これまでに比べ、より幅広い市場に向けて、成長性のある事業を展開することにより、業容の拡大を企図いたします。

③企業結合日

2022年4月7日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社イエローキャピタルオーケストラ

⑥取得した議決権比率

70%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	315,000千円
取得原価		315,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 43,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務	18,760	5,757	18,760	5,757

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	132,420	259,590	446,661	1,034,970
税金等調整前四半期(当期)純損失(△) (千円)	△93,654	△179,412	△267,504	△332,658
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (千円)	△93,964	△180,032	△268,434	△333,788
1株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△17.34	△32.31	△46.97	△55.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失(△) (円)	△17.34	△15.04	△14.73	△9.23

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,773	373,059
売掛金	※1 38,525	※1 2,849
原材料	1,636	1,041
立替金	※1 178,530	※1 1,493
前払金	—	55,000
前払費用	9,537	8,778
関係会社貸付金	255,500	—
未収入金	※1 4,069	—
未収収益	9,425	—
未収消費税等	8,321	11,331
その他	13	20,009
貸倒引当金	△466,016	△1,467
流動資産合計	44,316	472,094
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	3,303	1,776
敷金及び保証金	28,797	20,319
破産更生債権等	10,308	10,308
長期前払金	—	37,400
その他	80	265
貸倒引当金	△10,308	△10,308
投資その他の資産合計	32,180	59,761
固定資産合計	32,180	59,761
資産合計	76,496	531,855

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,680	4,620
未払金	2,765	※1 47,132
未払費用	813	774
未払法人税等	6,729	13,439
預り金	1,706	1,251
前受収益	920	920
資産除去債務	18,760	—
その他	—	2,264
流動負債合計	36,377	70,404
固定負債		
資産除去債務	—	5,757
繰延税金負債	934	467
固定負債合計	934	6,225
負債合計	37,312	76,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,434,776	1,882,369
資本剰余金		
資本準備金	1,241,956	1,689,549
その他資本剰余金	290,799	290,799
資本剰余金合計	1,532,755	1,980,348
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,934,449	△3,409,620
利益剰余金合計	△2,934,449	△3,409,620
自己株式	△52	△52
株主資本合計	33,029	453,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,118	1,058
評価・換算差額等合計	2,118	1,058
新株予約権	4,036	1,122
純資産合計	39,184	455,226
負債純資産合計	76,496	531,855

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	※1 44,653	※1 47,540
売上原価	24,649	23,310
売上総利益	20,004	24,229
販売費及び一般管理費		
役員報酬	53,035	45,350
給料及び手当	44,663	45,962
賃借料	24,965	19,325
支払報酬	48,403	49,149
減価償却費	—	97
支払手数料	19,296	11,893
貸倒引当金繰入額	119,241	※1 80,951
その他	39,949	59,556
販売費及び一般管理費合計	349,554	312,286
営業損失(△)	△329,550	△288,056
営業外収益		
受取利息	※1 4,092	※1 3,901
投資事業組合運用益	4,442	—
その他	36	65
営業外収益合計	8,570	3,966
営業外費用		
支払利息	3,320	—
株式交付費	21,094	37,381
その他	20	363
営業外費用合計	24,435	37,744
経常損失(△)	△345,414	△321,834
特別利益		
投資有価証券売却益	3,550	—
固定資産売却益	—	22
特別利益合計	3,550	22
特別損失		
減損損失	※2 5,560	※2 17,336
貸倒損失	—	※1 135,073
特別損失合計	5,560	152,409
税引前当期純損失(△)	△347,424	△474,221
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
当期純損失(△)	△348,374	△475,171

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,253,319	1,060,499	290,799	1,351,298	△2,586,074	△2,586,074	△52	18,491
当期変動額								
新株の発行	164,986	164,986		164,986				329,972
新株予約権の発行								
新株の発行 (新株予約権の行使)	16,470	16,470		16,470				32,941
当期純損失(△)					△348,374	△348,374		△348,374
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	181,456	181,456	—	181,456	△348,374	△348,374	—	14,538
当期末残高	1,434,776	1,241,956	290,799	1,532,755	△2,934,449	△2,934,449	△52	33,029

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	781	781	—	19,272
当期変動額				
新株の発行				329,972
新株予約権の発行			4,477	4,477
新株の発行 (新株予約権の行使)			△441	32,500
当期純損失(△)				△348,374
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,336	1,336		1,336
当期変動額合計	1,336	1,336	4,036	19,911
当期末残高	2,118	2,118	4,036	39,184

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,434,776	1,241,956	290,799	1,532,755	△2,934,449	△2,934,449	△52	33,029	
当期変動額									
新株の発行	81,250	81,250		81,250				162,500	
新株予約権の発行									
新株の発行 (新株予約権の行使)	366,343	366,343		366,343				732,686	
当期純損失(△)					△475,171	△475,171		△475,171	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	447,593	447,593	—	447,593	△475,171	△475,171	—	420,015	
当期末残高	1,882,369	1,689,549	290,799	1,980,348	△3,409,620	△3,409,620	△52	453,045	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,118	2,118	4,036	39,184
当期変動額				
新株の発行				162,500
新株予約権の発行			3,300	3,300
新株の発行 (新株予約権の行使)			△6,214	726,472
当期純損失(△)				△475,171
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,059	△1,059		△1,059
当期変動額合計	△1,059	△1,059	△2,914	416,041
当期末残高	1,058	1,058	1,122	455,226

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度以前から継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があります。

当事業年度の業績においても、営業損失288,056千円、経常損失321,834千円及び当期純損失475,171千円を計上し、当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消するために、以下の対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努めてまいります。

①営業利益及びキャッシュ・フローの確保

前事業年度に引き続き、各案件の精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上を進めてまいります。また、商業施設、食品関連設備などへの省エネルギー提案によるクライアント開発を積極的に進め、安定的な売上・利益を確保する体制の構築を進めてまいります。

②案件精査、利益率確保のための体制

営業管理・予実管理の実効性を上げるため、営業会議を毎週行い、予算の実行とコンプライアンスの向上に努めております。営業会議での課題・成果などは経営会議で報告され、タイムリーな対応策の検討、情報の共有化を行うことにより、案件の精査や解決策を着実に決定・実行してまいります。

③諸経費の削減

随時、販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益確保に努めてまいります。

④資金調達

2020年9月28日に発行した第7回新株予約権の行使が2021年5月31日、2021年8月30日及び2021年12月27日に行われ297,472千円を調達いたしました。また2021年12月20日にSDGsキャピタル有限責任事業組合を引受先とする第三者割当増資を行い165,800千円の調達を行いました。また2021年12月20日に発行した第8回新株予約権が2022年1月27日、2022年2月25日、2022年3月15日、2022年3月25日、2022年3月31日に行使が行われ429,000千円を調達いたしました。今後、全てが行使された場合には221,000千円を調達できる見込みでおります。今後も、財務体質改善のために、将来的な増資の可能性も考慮しつつ、借入金を含めた資金調達の協議を進めております。

しかしながら、これらの対応策を講じても、業績及び資金面での改善を図る上で重要な要素となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、また、新株予約権による資金調達は行使が約束されているものではないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料は総平均法に基づいて算定しており(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、未成事業支出金は個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

① 節減量分与契約資産

(機械及び装置)

顧客との契約期間を耐用年数とする定額法

② その他の資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。)

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～50年
機械装置及び運搬具	17年
工具、器具及び備品	5～15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の景気の急速な悪化により、当社では受注の減少などの影響を受けております。このような環境下においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ不透明であり、経済活動への影響を予測することが非常に難しい状況となっております。このため、当社においては、翌事業年度以降回復傾向になると見込んでいるものの、2023年3月期までは当該影響が継続するものと仮定し、継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討及び会計上の見積りを行っております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により見積りが変化した場合には、翌事業年度以降における当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	481,898千円	1,478千円
短期金銭債務	一千円	11千円

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	15,600千円	15,600千円
営業費用	—	80,951千円
営業取引以外の取引高 (収入分)	4,091千円	3,901千円
営業取引以外の取引高 (支出分)	—	135,073千円

※2. 減損損失

前事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額 (千円)
東京都港区	事業用資産	建物	5,560

当社は、事業用資産は主に事業セグメントに基づきグルーピングを行っており、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については、事業における収益性の著しい低下及び今後の事業計画等を考慮した結果、減損損失 5,560千円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物5,560千円であります。

なお、回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、使用価値については将来キャッシュ・フローをマイナスと見込んでいるため、割引計算は行っておりません。

当事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額 (千円)
東京都港区	事業用資産	建物	16,496
東京都港区	事業用資産	機械装置及び運搬具	688
東京都港区	事業用資産	工具器具及び備品	150

当社は、事業用資産は主に事業セグメントに基づきグルーピングを行っており、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については、事業における収益性の著しい低下及び今後の事業計画等を考慮した結果、減損損失 17,336千円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物16,496千円、機械装置及び運搬具688千円、工具器具及び備品150千円であります。

なお、回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、使用価値については将来キャッシュ・フローをマイナスと見込んでいるため、割引計算は行っておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	千円	千円
繰延税金資産		
減価償却資産	2,712	3,842
ゴルフ会員権評価損	897	897
貸倒引当金否認額	145,850	3,605
減損損失	5,768	1,725
関係会社株式評価損	58,178	58,178
税務上の繰越欠損金	559,431	618,903
その他	—	61
小計	772,838	687,213
税務上の繰越欠損金に係る評価性当額	△559,431	△618,903
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△213,406	△68,309
評価性引当額小計	△772,838	△687,213
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△934	△467
繰延税金負債合計	△934	△467
差引繰延税金資産(負債)の純額	△934	△467

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、株式会社イエローキャピタルオーケストラの株式を取得し連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年4月7日付で株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社イエローキャピタルオーケストラ

事業の内容：資産運用に関するコンサルティング、宅地建物取引業、不動産の分譲、売買、賃貸及び管理並びにそれらの仲介及びコンサルティング

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、今期より「脅威に立ち向かい、社会に貢献する」ことを重点テーマに、地球温暖化、災害、衛生リスクという3つの脅威に対するソリューションを、社会に提供することを基本方針としております。2050年のカーボンニュートラルという政府目標の実現、異常気象や震災など非常事態に対する対応の需要増大などを背景に、当社グループが推進する事業には、中期的な成長が見込まれます。その一方で、現状では新型コロナウイルスの感染拡大や原材料価格の高騰などの事業環境の変化が、業績回復の妨げとなっており、このような新しい事業環境への対処が急がれています。そうした中、当社グループでは、これらの環境変

化に対し、自助努力による業績回復が困難な体質を改革するため、受託事業や補助金関連事業への依存から脱却し、自らの力で付加価値を作り、市場を開拓することが可能な事業を、新たな柱とすることを検討して参りました。株式会社イエローキャピタルオーケストラでは、リノベーションによる住宅販売を事業としておりますが、同社をグループ化することで、当社グループでは、LED、空調設備機器、非常用電源等を活用した、省エネ・BCP 対応のコンセプト住宅等を企画・開発・販売することが可能となります。このような不動産事業と省エネソリューション事業の融合は、株式会社イエローキャピタルオーケストラが行う中古マンション等の不動産販売事業を、より付加価値が高いものとすると同時に、当社グループとしては、「脱炭素」をコンセプトとした、より収益規模の大きな事業の展開が可能になるものと考えております。

また、今後の展開として、遠隔地にいても物件の内見が可能にできる VR 技術を用いたサービスを導入することも検討しており、アフターコロナ時代の社会に対応し、リードしていく事業へ育てていく方針です。また当社グループは、新たに個人向けの市場へ参入することとなりますが、これまでに比べ、より幅広い市場に向けて、成長性のある事業を展開することにより、業容の拡大を企図いたします。

③企業結合日

2022年4月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社イエローキャピタルオーケストラ

⑥取得した議決権比率

70%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	315,000千円
取得原価		315,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 43,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定 資産	建物附属設備	—	14,662	14,570 (14,570)	92	—	92
	機械及び装置	—	918	688 (688)	229	—	4,805
	工具、器具及び 備品	—	156	150 (150)	5	—	9,567
	計	—	15,736	15,409 (15,409)	326	—	14,464
無形固定 資産	ソフトウェア	—	—	—	—	—	6,181
	計	—	—	—	—	—	6,181

(注) 当期減少額の()書は、減損損失による減少額であります。

【引当金明細表】

(千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	476,325	80,951	545,500	11,776

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株式名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 株式の売買に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他の事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL https://shodensya.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第36期)	自 2020年4月1日	2021年6月28日
	至 2021年3月31日	関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第36期)	自 2020年4月1日	2021年6月28日
	至 2021年3月31日	関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第37期 第1四半期	自 2021年4月1日	2021年8月11日
	至 2021年6月30日	関東財務局長に提出
第37期 第2四半期	自 2021年7月1日	2021年11月12日
	至 2021年9月30日	関東財務局長に提出
第37期 第3四半期	自 2021年10月1日	2022年2月14日
	至 2021年12月31日	関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第37期 第1四半期	自 2021年4月1日	2021年10月22日
	至 2021年6月30日	関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による新規株式の発行及び新株予約権の発行に係る有価証券届出書であります。		2021年12月3日 関東財務局長に提出
---	--	-------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月28日

株式会社SDSホールディングス

取締役会 御中

アルファ監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士 奥津泰彦

業務執行社員

指定社員

公認会計士 松本達之

業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SDSホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SDSホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前から継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>SDSホールディングスグループは、株式会社SDSホールディングス（以下「SDSホールディングス」という。）及び連結子会社である株式会社省電舎（以下「省電舎」という。）で構成されている。</p> <p>SDSホールディングスグループでは、売上高は重要な経営指標であるが、新型コロナウイルスの影響に伴う工事の受注減少などにより減少しており、その実在性についてより慎重な検討が必要と判断している。また、一部の金額的重要性のある取引が売上高の過半を占め、当該取引に虚偽表示が含まれると、連結財務諸表全体に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、売上高の実在性について、監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、SDSホールディングス及び省電舎の売上高の実在性に関して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>売上高に関する会計方針及びその適用方法について関連する内部統制も含めて理解するとともに、売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>当監査法人は、SDSホールディングス及び省電舎において、売上高の実在性を検証するために、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会議事録の査閲並びに主要な契約書の査閲を行い、通例ではない引渡条件等の有無の把握 ・ 案件利益率分析により、詳細な検討が必要と判断したものは、その経済合理性も含め、関係者への質問、及び関連する証憑書類の査閲 ・ 取引金額の金額的重要性等に基づき抽出したサンプルについて、注文書・検収書等の関連証憑との突合の実施 ・ 売上債権残高の金額的重要性等に基づき抽出したサンプルについて、取引先への残高確認手続の実施及び差異分析の実施 ・ 売上債権の滞留調査 ・ 売上高や売上債権について、通例でない相手勘定に係る仕訳の分析

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2021年6月25日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社SDSホールディングスの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社SDSホールディングスが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は2022年3月31日開催の取締役会において、株式会社イエローキャピタルオーケストラの発行済株式の70%を取得することを決議し、株式譲渡契約を締結した。2022年4月7日に同社の株式を取得し、同社は会社の連結子会社となった。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月28日

株式会社SDSホールディングス

取締役会 御中

アルファ監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士 奥津泰彦

業務執行社員

指定社員

公認会計士 松本達之

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SDSホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SDSホールディングスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度以前から継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2022年3月31日開催の取締役会において、株式会社イエローキャピタルオーケストラの株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年4月7日付で株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>SDSホールディングスでは、売上高は重要な経営指標であるが、新型コロナウイルスの影響に伴う工事の受注減少などにより減少しており、その実在性についてより慎重な検討が必要と判断している。また、一部の金額的重要性のある取引が売上高の過半を占め、当該取引に虚偽表示が含まれると、財務諸表全体に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、売上高の実在性について、監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、SDSホールディングスの売上高の実在性に関して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>売上高に関する会計方針及びその適用方法について関連する内部統制も含めて理解するとともに、売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>当監査法人は、SDSホールディングスにおいて、売上高の実在性を検証するために、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会議事録の査閲並びに主要な契約書の査閲を行い、通例ではない引渡条件等の有無の把握 ・案件利益率分析により、詳細な検討が必要と判断したものは、その経済合理性も含め、関係者への質問、及び関連する証憑書類の査閲 ・取引金額の金額的重要性等に基づき抽出したサンプルについて、注文書・検収書等の関連証憑との突合の実施 ・売上債権残高の金額的重要性等に基づき抽出したサンプルについて、取引先への残高確認手続の実施及び差異分析の実施 ・売上債権の滞留調査 ・売上高や売上債権について、通例でない相手勘定に係る仕訳の分析

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2021年6月25日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。